

第2回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年4月23日(金) 13:30~
ところ 三木市立教育センター 4階 大研修室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第10号 今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

(2) 協議事項

協議第9号 合併協定項目について
協議第10号 合併の方式について
協議第11号 合併の期日について
協議第12号 新市の名称について
協議第13号 新市の事務所の位置について
協議第14号 財産及び債務の取扱いについて
協議第15号 条例、規則等の取扱いについて
協議第16号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第17号 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

5 その他

第3回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 5月24日(月) 午後1時30分より
会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第4回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 6月25日(金) 午後1時30分より
会 場 三木市役所 5階 大会議室

6 閉 会

第 2 回 協 議 会 会 議 資 料

平 成 1 6 年 4 月 2 3 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料目次

番号	題名	ページ
報告事項		
報告第 10 号	今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について	1
協議事項		
協議第 9 号	合併協定項目について	5
協議第 10 号	合併の方式について	13
協議第 11 号	合併の期日について	16
協議第 12 号	新市の名称について	19
協議第 13 号	新市の事務所の位置について	21
協議第 14 号	財産及び債務の取扱いについて	24
協議第 15 号	条例、規則等の取扱いについて	27
協議第 16 号	町、字の区域及び名称の取扱いについて	29
提案事項		
提案第 17 号	新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について	31

報告第10号

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

兵庫県より、別紙のとおり今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定を受けたので報告する。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三 企 第 2 0 号
吉 企 第 2 0 号
平 成 1 6 年 4 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

三木市長 加 古 房 夫

吉川町長 岩 波 勉

「支援地域」の指定について

平素は、三木市及び吉川町の行財政運営に格別のご指導とご援助を賜り深く感謝申し上げます。

さて、三木市及び吉川町では、平成16年4月1日付けで三木市・吉川町合併協議会を設置し、平成17年3月31日までの合併を目指し協議を進めているところです。

つきましては、三木市及び吉川町の合併協議、新市建設計画の策定並びに合併に関する情報提供、課題解決に向けての助言・支援をしていただくため、今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定につきまして、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」について

1 地域指定の趣旨・定義

合併重点支援地域（今後の市町経営のあり方に関する支援地域）の制度は、国が平成13年3月に示した「市町村の合併の推進についての要綱を踏まえた今後の取組（指針）」の中で新たに設けられたもので、都道府県内の各地域の中で、合併に向けた検討や取組が一定の熟度（レベル）に達した地域について、知事が関係市町村の意見を聴いて地域指定を行い、国や県の合併推進に関する諸々の支援策を重点的に実施することで、当該地域におけるその後の取組や検討を支援し、着実な進展（レベルアップ）を図ろうとするものである。

2 地域指定について

(1) 国が上記の指針で例示した指定対象地域の基準・要件等

- ア 地域住民の間で合併に向けての機運が盛り上がっている地域
- イ 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
- ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対し要請がなされた地域
- エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

(2) 指定の手続

関係市町村からの要請に応じて、県が地域指定を行う。

3 地域指定を受けることのメリット

(1) 国の支援

合併準備経費に対する特別交付税措置

協議会設置年度を含め5ヶ年度間に限り、合併準備のために生じる各種財政需要額として総務大臣が調査した額の1/2について特別交付税措置を講じる。

合併移行経費に対する特別交付税措置

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費として総務大臣が調査した額の1/2について特別交付税措置を講じる。

合併特例事業による支援

合併に関する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設の整備のために行われる地方単独事業（90%を地方債充当，元利償還金の50%を交付税措置）

(2) 県の支援策

合併協議会運営への財政支援（合併協議支援事業）

法定協議会への市長負担金（うち人件費、合併準備補助金相当額を除く）について助成を行う。

合併準備のための財政支援（合併準備支援事業）

合併準備のために必要な市町単独事業

- ・電算統合（機能アップを除く）
- ・条例等調査事業
- ・公共公用施設表示等改修事業
- ・住民PR事業
- ・その他格差是正に資する事業

合併に関する指導・助言

- ・国の市町村合併支援プランにおける施策（例：道路整備等に係る優先採択・重点投資、交付税措置のある起債）の活用についての指導・助言
- ・市町建設計画の作成や将来の財政収支見通し、合併協議会の運営方法等について、個別具体的な助言・調整、情報提供など

協議第9号

合併協定項目について

合併協定項目については、別紙のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

合併協定項目

基本的協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
合併特例法に規定されている特例の協議事項	
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い
10	地域審議会の取扱い
11	新市建設計画
その他必要な協議事項	
12	特別職の職員の身分の取扱い
13	条例、規則等の取扱い
14	事務機構及び組織の取扱い
15	一部事務組合等の取扱い
16	使用料、手数料等の取扱い
17	公共的団体等の取扱い
18	各種団体への補助金、交付金等の取扱い
19	町、字の区域及び名称の取扱い
20	市町の慣行の取扱い
21	国民健康保険事業の取扱い
22	介護保険事業の取扱い
23	消防団の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	情報公開の取扱い
2	防災関係の取扱い
3	国際交流事業の取扱い
4	納税関係の取扱い
5	情報システム事業の取扱い
6	情報関係事業の取扱い
7	広聴広報関係事業の取扱い
8	交通関係事業の取扱い

9	障害者福祉事業の取扱い
10	高齢者福祉事業の取扱い
11	児童福祉事業の取扱い
12	その他各種福祉制度の取扱い
13	健康づくり事業の取扱い
14	人権（同和）対策関係事業の取扱い
15	社会福祉協議会の取扱い
16	保健衛生関係事業の取扱い
17	農林水産関係事業の取扱い
18	商工観光関係事業の取扱い
19	都市計画関係事業の取扱い
20	建設関係事業の取扱い
21	水道事業の取扱い
22	下水道事業の取扱い
23	市町立学校等の通学区域の取扱い
24	学校教育関係の取扱い
25	社会教育関係の取扱い
26	イベント関係の取扱い
27	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
28	塵芥処理の取扱い
25	その他必要な事項の取扱い

合併協定項目一覧表

1. 合併協定項目の内容

項目名	内容
基本的協議事項	
1 合併の方式	<p>合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の二つの形態があります。</p> <p>新設合併とは、合併する全ての市町村を廃して新たに一つの市又は町を置く場合をいいます。このことを「対等合併」、又は「合体合併」ともいいます。</p> <p>編入合併とは、一つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいいます。</p>
2 合併の期日	<p>合併の期日については、法律上の規定はありませんが、合併特例法の適用を受けようとするれば、平成17年3月31日が期限となります。</p> <p>最終的には合併の効力が発生する総務大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、協議会でのさまざまな協議事項の協議、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、総務大臣による官報告示までの手続などかなりの期間を要します。</p>
3 新市の名称	<p>新市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なります。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが多くなっていますが、新たに制定することもできます。</p>
4 新市の事務所の位置	<p>編入合併の場合、通常編入する市町村の事務所の位置となります。</p> <p>位置を定めるに当たっては、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等については適当な考慮を払わなければならない」とされています。</p>
5 財産及び債務の取扱い	<p>関係市町村が持っている財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）の取扱いを協議します。編入合併の場合、通常編入する市町村へ引き継がれることとなります。</p>
合併特例法に規定されている特例の協議事項	
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	<p>編入合併の場合、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員はその身分を失うこととなります。住民の意見を合併後の行政に反映させ、新市建設計画の実施を基礎とした新市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、地域住民の代表者である議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否かは、協議会で協議します。</p> <p>一般原則及び編入合併の場合の特例措置の内容については次のとおりです。</p> <p>一般原則</p> <p>地方自治法第7条第6項の新市の設置の日から50日以内に、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。</p> <p>任期は編入をする市町村の議員の在任期間 （注）地方自治法第91条第2項第6号 （人口5万人以上10万人未満の市・・・30人以内）</p> <p>定数特例制度</p> <p>編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。</p>

	<p>在任特例制度</p> <p>編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の在任期間相当在任することができる。</p> <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>
<p>7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</p>	<p>編入合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員は、すべてその身分を失うこととなるのが原則です。</p> <p>これに対して、農業委員会等に関する法律及び合併特例法には、次のような特例措置が定められています。</p> <p>新市等の区域に一つの農業委員会を置く場合</p> <p>関係市町村の農業委員会の選挙による委員で新市等の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市等の農業委員会の委員として在任することができます。</p> <p>なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により選任による委員を選出しなければなりません。</p> <p>新市等の区域を分けて2以上の農業委員会を置く場合</p> <p>合併前の市町村に設置された区域を区域としない農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区域に置かれる農業委員会の選挙による委員の数及びその任期については、新設合併時に新市等に一つの農業委員会を置く場合と同様に取り扱われます。 <p>合併前に市町村に設置された区域を区域とする農業委員会を置く場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前の市町村に置かれた農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会として存続することとなり従前の委員がそのまま在任することができます。 <p>三木市と吉川町の合併では、新市の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことはできません。</p> <p>三木市と吉川町が合併した農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則の規定により40人以下となります。</p>
<p>8 地方税の取扱い</p>	<p>現行の地方税法上、市町村が課すことのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と入湯税、都市計画税などの目的税があります。</p> <p>このうち、税率が法で定められ、変更の余地のない税率によりすべての市町村が課している税目の「市町村たばこ税」以外は、関係市町村間で税目によって税率が異なっている場合があります。</p> <p>こうした場合、合併特例法では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として、不均一の課税をすることができる」こととされていますので、その取扱いを協議します。</p>

9 一般職の職員の身分の取扱い	<p>市町村の合併が行われた場合、編入合併の場合は編入される市町村の法人格が消滅するため、これらの市町村に勤務していた一般職の職員は失職することになります。</p> <p>こうした不合理を避けるために、合併特例法第9条第1項において、関係市町村は、その協議により、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市等の職員として、その身分を保有するように措置しなければならないと定められており、協議会において、関係市町村の一般職の職員を新市等の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行います。</p>
10 地域審議会の取扱い	<p>合併特例法第5条の4第1項の規定により、合併関係市町村の協議により期間を定めて地域審議会を置くことができます。</p>
11 新市建設計画	<p>新市建設計画は、合併協議会が作成するものであり、市町の合併に際し、関係市町の住民等に対して合併市町の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるものであって、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。</p>
その他必要な協議事項	
12 特別職の職員の身分の取扱い	<p>編入合併の場合、編入される市町村における市町村長、助役、収入役、教育長及び各種委員会等の特別職の職員については、すべて身分を失います。</p>
13 条例、規則等の取扱い	<p>編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するので、当該条例、規則等はすべて失効し、新市等の条例、規則等が施行されることとなります。</p> <p>ただし、編入する市町村は、合併協議会によって定められた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例等の整備を行います。</p>
14 事務機構及び組織の取扱い	<p>編入合併の場合は、編入される市町村の組織や機構は法的には消滅することから、編入する市町村において条例や規則等に基づいて、組織や機構（本庁組織、支所（支庁）、出先機関等）を設置します。</p>
15 一部事務組合等の取扱い	<p>合併の際に、関係市町村が構成団体になっている地方自治法に定めのある一部事務組合・第3セクター・土地開発公社等については、合併前の市町村の法人格が消滅するので、関係市町村とこれらの広域行政を共同で行っている関係地方自治体と協議の上、その取扱いを協議します。</p>
16 使用料、手数料等の取扱い	<p>住民生活に密接に関係し、かつ、重要なものであるため、合併を行う場合には、住民の生活に大きな影響を及ぼさないよう、制度の効率的な運用と円滑な統一について協議します。</p>
17 公共的団体等の取扱い	<p>合併市町村の一体性の速やかな確保に資するため、関係市町村にある商工会議所、商工会、婦人会、文化事業団体等の公共的団体等（法人たると否とを問わない）の統合整備について協議します。</p>
18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市等においての必要性・公平性などの観点から内容を検討し協議します。</p>
19 町、字の区域及び名称の取扱い	<p>町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、その取扱いを協議します。</p>

20	市町の慣行の取扱い	市町村民憲章、市町村の木・花・鳥・各種宣言等の各種慣行については、地域の伝統文化との結びつきが強いものがあります。 これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら、その取扱いを協議します。
21	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運用が異なるため、負担割合も異なっています。また、保険料の代わりに地方税として国民健康保険税を課している場合もありますので、その取扱いを協議します。
22	介護保険事業の取扱い	介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なっていますので、その取扱いを協議します。
23	消防団の取扱い	関係市町村の消防団は、合併時に統合することが適切ですが関係市町村において組織構成、処遇等が異なるため、その取扱いを協議します。
24	各種事務事業の取扱い	上記のほかにも、福祉、保健衛生、建設、産業、教育、文化等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがありますが、関係市町村で異なっているものは多く、その取扱いを協議します。
1	情報公開の取扱い	情報公開制度や個人情報保護制度等について協議します。
2	防災関係の取扱い	地域防災計画や消防体制等について協議します。
3	国際交流事業の取扱い	姉妹都市や国際交流事業等について協議します。
4	納税関係の取扱い	税の納税や納税貯蓄組合等について協議します。
5	情報システム事業の取扱い	情報システムの統合・構築方法等について協議します。
6	情報関係事業の取扱い	FMみっきい等について協議します。
7	広聴広報関係事業の取扱い	広聴や広報誌等について協議します。
8	交通関係事業の取扱い	鉄道やバス等の公共交通機関等について協議します。
9	障害者福祉事業の取扱い	障害者の社会参加に係る事業等について協議します。
10	高齢者福祉事業の取扱い	老人保健福祉計画や高齢者の保健福祉制度等について協議します。
11	児童福祉事業の取扱い	子育て支援事業等について協議します。
12	その他各種福祉制度の取扱い	原爆被害者への事業等について協議します。
13	健康づくり事業の取扱い	健康づくり事業等について協議します。
14	人権(同和)対策関係事業の取扱い	人権(同和)対策事業等について協議します。
15	社会福祉協議会の取扱い	社会福祉協議会への支援・委託事業等について協議します。
16	保健衛生関係事業の取扱い	成人・母子保健事業、予防対策事業等について協議します。
17	農林水産関係事業の取扱い	農林業振興対策事業について協議します。
18	商工観光関係事業の取扱い	商工・観光事業等について協議します。

19 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業等について協議します。
20 建設関係事業の取扱い	道路・河川整備、住宅事業等について協議します。
21 水道事業の取扱い	上水道事業について協議します。
22 下水道事業の取扱い	下水道事業について協議します。
23 市町立学校等の通学区域の取扱い	市町立学校等の通学区域について協議します。
24 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小・中学校に関する事業について協議します。
25 社会教育関係の取扱い	公民館や体育施設の運営等について協議します。
26 イベント関係の取扱い	金物まつりやふるさとまつり等について協議します。
27 行政区(自治会・行政連絡機構)関係の取扱い	自治会・行政連絡機構等について協議します。
28 塵芥処理の取扱い	塵芥処理等について協議します。
25 その他必要な事項の取扱い	上記のいずれにも該当しないものについて、ここで協議いたします。

協議第10号

合併の方式について

合併の方式については、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

美嚚郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名	幹事会
協議項目	合併の方式について		関係項目		
調整内容	美嚙郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。				
区分	新設合併		編入合併		備考
定義	二以上の市町村を廃止して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。		一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。		【最近の先進事例】 《新設合併》 篠山市（篠山町、西紀町、丹南町、今田町） あきる野市（秋川市、五日市町） ひたちなか市（勝田市、那珂湊市） 北上市（北上市、和賀町、江釣子村） 東かがわ市（引田町、白鳥町、大内町） 山県市（高富町、伊自良村、美山町） 周南市（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町） 瑞穂市（穂積町、巢南町） 千曲市（更埴市、上山田町、戸倉町） 富士河口湖町（河口湖町、勝山村、足和田村） いなべ市（北勢町、員弁町、大富町、藤原町） 《編入合併》 盛岡市（盛岡市、都南村） 水戸市（水戸市、常澄村） 新潟市（新潟市、黒埼町） 潮来市（潮来町、牛堀町） 呉市（呉市、下蒲刈町） 新居浜市（新居浜市、別子山村） 野田市（野田市、関宿町） 新発田市（新発田市、豊浦町） 田原市（田原町、赤羽根町）
法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。		編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。		
合併市町村の名称	新たに定める。		一般的には、編入をする市町村の名称とする。 （新たに定めることもできる。）		
事務所の位置	新たに定める。		一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。		
議会議員	原則	合併関係市町村の議員はその身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員の選挙（設置選挙）を行い、新議員を選出する。 任期は、設置選挙の日から4年	編入する市町村の議員は、そのまま在任し、編入された市町村の議員はその身分を失う。（ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定められる議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は編入をする市町村の議員の在任期間		
	特例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例） ・ 設置選挙により選出される議会に議員の任期に限り、法定数の2倍まで議員を置くことができる。 （在任特例制度） ・ 合併関係市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 （定数特例制度） ・ 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。 （在任特例期間） ・ 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する市町村の議会の議員の在任期間相当在任することができる。なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。		

区 分		新 設 合 併	編 入 合 併	備 考
農 業 委 員 会 委 員	原 則	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。 新たに選挙及び選任により委員を選出する。	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。	
	特 例	合併関係市町村の（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年の間在任できる。	編入をする市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	
特 別 職	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。	編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。		
一 般 の 職 員	消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員合併市町村に引き継がれる。	編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員編入する市町村に引き継がれる。		
条 例 ・ 規 制	合併関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。 （合併に伴い必要な改正を行う。）		
建設計画の作成	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。		

協議第11号

合併の期日について

合併の期日については、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

合併は、平成17年3月31日までに行うものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	合併の期日について	関係項目	
調整内容	合併は、平成17年3月31日までにを行うものとする。		
	参 考	先 進 事 例	備 考
合併の期限	合併特例法の期限内(平成17年3月31日まで)	合併の期日	新市の名称 構成市町 合併の方式
1 合併特例法上の優遇措置	平成17年3月31日までに合併した場合 ・ 地方交付税の合併算定替や合併特例事業の推進等合併市町村に対する財政措置が受けられる。 平成17年3月31日までに関係市町村議会での議決を経て都道府県知事に合併申請をした場合に限り、法改正による優遇措置の適用を総務省が検討中。(平成15年6月11日 総務事務次官通知)	H16. 4. 1	養父市 八鹿町・養父町・大屋町・関宮町 新設合併
		H16.11. 1	丹波市 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町 新設合併
		H17. 1.11	南あわじ市 緑町・西淡町・三原町・南淡町 新設合併
		H17. 3.31	豊岡市 豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町 新設合併
		H17. 3.31	洲本五色市 洲本市・五色町・淡路市 新設合併
合併の期日	1 市町村が合併するためには、両議会において議決してから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(知事から)、総務大臣による告示など、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。	H17. 3.31	加東市 社町・滝野町・東条町 新設合併
	2 期日決定に当っては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、市町長、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきである。	H17. 3.31	協議中 龍野市・新宮町・揖保川町・御津町 新設合併
	合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所要の手続きを経た協定書で、定めた日をもって合併する日が合併の期日となる。	H17. 3.31	協議中 山崎町・宍粟郡一宮町・波賀町 新設合併
		H17. 3.31	協議中 千種町 中町・加美町・八千代町 新設合併
		H17. 3.31	協議中 浜坂町・温泉町 新設合併
		H17. 3.31	西脇市 西脇市・黒田庄町 新設合併

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

(1) 合併特例区制度等の創設

「市町村合併の特例等に関する法律」で定める合併特例区制度等()は、現行合併特例法 においても規定する。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

市町村の合併の特例等に関する法律案における合併特例区制度等の概要

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く(公選としない)。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

協議第12号

新市の名称について

新市の名称については、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

新市の名称は、「三木市」とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名	幹事会
協議項目	新市の名称について			関係項目	
調整内容	新市の名称は、「三木市」とする。				
現 況			先 進 事 例		
項 目	三 木 市	吉 川 町	合併の期日	新市の名称	構 成 市 町 合併の方式
名称に関する経緯	昭和29年6月1日 合体 三木町、別所村、細川村、口吉川村 昭和29年7月1日 合体 志染村	昭和30年7月1日 合体 奥吉川村、中吉川村、北谷村	H16. 4. 1	養父市	八鹿町・養父町・大屋町・関宮町 新設合併
			H16.11. 1	丹波市	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町 新設合併
			H17. 1.11	南あわじ市	緑町・西淡町・三原町・南淡町 新設合併
			H17. 3.31	豊岡市	豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町 新設合併
			H17. 3.31	洲本五色市	洲本市・五色町 新設合併
			H17. 3.31	淡路市	津名町・淡路町・北淡町・津名郡一宮町・東浦町 新設合併
			H17. 3.31	加東市	社町・滝野町・東条町 新設合併
			H17. 3.31	協議中	龍野市・新宮町・揖保川町・御津町太子町 新設合併
			H17. 3.31	協議中	山崎町・宍粟郡一宮町・波賀町千種町 新設合併
			H17. 3.31	協議中	中町・加美町・八千代町 新設合併
			H17. 3.31	協議中	浜坂町・温泉町 新設合併
			H17. 3.31	西脇市	西脇市・黒田庄町 新設合併

協議第13号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 新市の事務所の位置は、現三木市役所（三木市上の丸町10番30号）とする。
- 2 現吉川町役場については、支所とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	新市の事務所の位置について	関係項目	
調整内容	1 新市の事務所の位置は、現三木市役所(三木市上の丸町10番30号)とする。 2 現吉川町役場については、支所とする。		
先進事例			備考
新市町名	合併関係市町村	新市の事務所の位置について	
廿日市市 (編入合併)	廿日市市、佐伯町、吉和村	事務所の位置は、現廿日市市役所の位置とする。 現佐伯町役場及び吉和村役場については、支所とする。	
新居浜市 (編入合併)	新居浜市、別子山村	事務所の位置は、現新浜市市役所の位置とする。 現別子山村役場については、当面、支所とする。	
野田市 (編入合併)	野田市、関宿町	事務所の位置は、現野田市市役所の位置とする。 現関宿町役場については、支所とする。	
新発田市 (編入合併)	新発田市、豊浦町	事務所の位置は、現新発田市市役所の位置とする。 豊浦町役場は、支所とする。	
養父市 (新設合併)	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	1 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。 2 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。 3 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。 4 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。	
洲本五色市 (新設合併)	洲本市、五色町	新市の事務所の位置は、洲本市本町3丁目4番10号(現洲本市役所)に置くものとする。 また、健康福祉等機能を分担する庁舎を五色町内に置くものとする。	

関係法令

事務所設置関係法令地方自治法

【地方公共団体の事務所の設置又は変更】

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例で定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

【支庁・地方事務所等の設置】

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（通知） 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、衛生、土木、その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

（実例） 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。

（規定事項） 事務所の位置は、番地まで規定すべきが原則（行政実例）
「支所」又は「出張所」以外の名は適当でない。

新市の事務所の位置について

新市の事務所については、次のような方式(行政体制)が考えられます。

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	（新設する場合） ・1市1町の行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・既存の庁舎は、支所、出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・住民に与える新市誕生の印象は強い。	・多大な建設費用が必要である。 ・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
	（既存の施設を利用） ・1市1町のどちらかの庁舎を増改築し、行政機構・組織を1箇所に集約する。 ・他の庁舎は、支所・出張所にできる。	・事務の効率化が図られる。 ・既存の庁舎を利用するため、建設費用は少ない。	・支所等での住民サービスが低下しない業務体制を考慮する必要がある。
分庁方式	・1市1町の既存施設に行政機構・組織を振り分けて利用する。 （例）総務・住民・福祉・水道・環境部門 A庁舎 産業・経済・建設・教育 B庁舎	・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・各部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う恐れがある。 ・管理上は、非効率的である。
総合支所方式	・管理部門や事務局部門を除き、現在の1市1町の庁舎における行政機構・組織をそのまま残す方式	・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。 ・既存施設の利用のため、建設費用は少ない。	・職員数が今と同程度必要であり、合併による人件費等の削減効果が期待できない。 ・新市の一体感が醸成されにくい。

協議第14号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	財産及び債務の取扱いについて	関係項目	
調整内容	美嚨郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引継ぐものとする。		
現 況			備 考
項 目	三 木 市	吉 川 町	
一般会計 特別会計	土地	2,490,690.46 m ²	567,496.28 m ²
	建物	274,084.77 m ²	48,595.97 m ²
	有価証券	206,601,000 円	0 円
	重要物品	220 台	94 台
	債権	539,203,653 円	0 円
	出資による権利	645,379,475 円	97,091,000 円
	基金	9,281,821,110 円	4,532,973,558 円
	温泉権	0 円	146,200,000 円
	起債残高	63,929,277,000 円	9,569,378,000 円
病院会計	資産	6,362,454,444 円	0 円
	負債	968,145,151 円	0 円
	資本	5,394,309,293 円	0 円
水道会計	資産	12,117,240,216 円	3,080,882,865 円
	負債	528,368,996 円	8,404,910 円
	資本	11,588,871,220 円	3,072,477,955 円
財産・負債の状況(平成14年度末)			

関係法令

地方自治法

(市町村の廃置分合及び境界変更)

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

(第2項、第3項 省略)

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(財産の管理及び処分)

第237条 この法律において「財産」とは公有財産、物品及び債権並びに債務をいう。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて野田市に引き継ぐものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新発田市に引き継ぐものとする。

協議第15号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	幹事会
協議項目	条例、規則等の取扱いについて	関係項目	
調整内容	条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。		
留意事項		備考	
編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するので、当該条例、規則等はすべて失効し、新市等の条例、規則等が施行されることとなります。 ただし、編入する市町村は、合併協議会によって定められた各種特例のうち条例で定める必要のあるものの処理、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の新規制定や一部改正等の整備を行います。			

協議第16号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
- 3 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（吉川町）を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会	
協議項目	町、字の区域及び名称の取扱いについて	関係項目	
調整内容	1 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。 3 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名(吉川町)を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりとする。		
	三木市	吉川町	備考
	1 三木市の大字又は字の区域については、現行のとおりです。 2 三木市の大字名及び字名は現行のとおりです。 (新市のおける例) 三木市福井は、変更がありません。	1 吉川町の大文字又は字の区域については、現行のとおりです。 2 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名(吉川町)を付した大文字名とし、字名については、現行のとおりです。 (新市のおける例) 美囊郡吉川町福井が三木市吉川町福井となります。	実施後は、戸籍法や住民台帳法により、他市町への通知を行う。

提案第17号

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成16年4月23日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)により策定する新市建設計画について、以下の方針で取り組むものとする。

1. 新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市・吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示す指針となるものであるとともに、合併の適否の判断材料となるものである。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継ぐものとする。

2. 新市建設計画の内容

(1) 計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10ヵ年とする。

(3) 計画の構成

本計画における主な策定項目は以下のとおりとする。

- ・新市建設計画策定の背景と方針
- ・新市の概況
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- ・財政計画

3. 計画策定上の留意事項

(1) 三木市総合計画及び吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活かしながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とする。

(2) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とする。

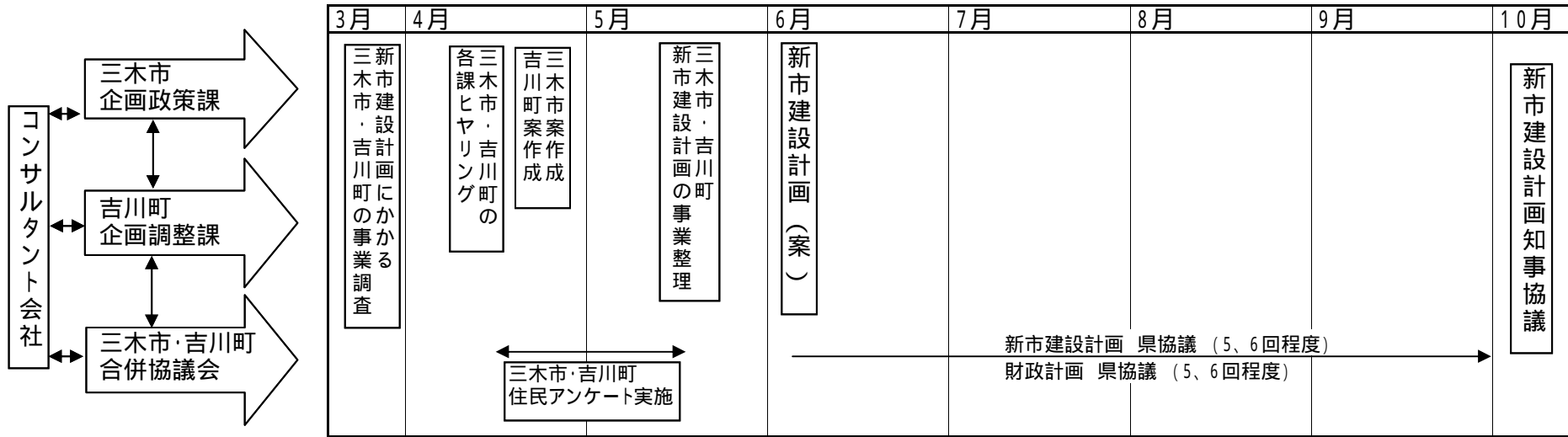
(3) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについて選定し、過剰に見積もることのないように留意する。

(4)住民ニーズの反映のしくみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や行財政改革に資するように配慮する。

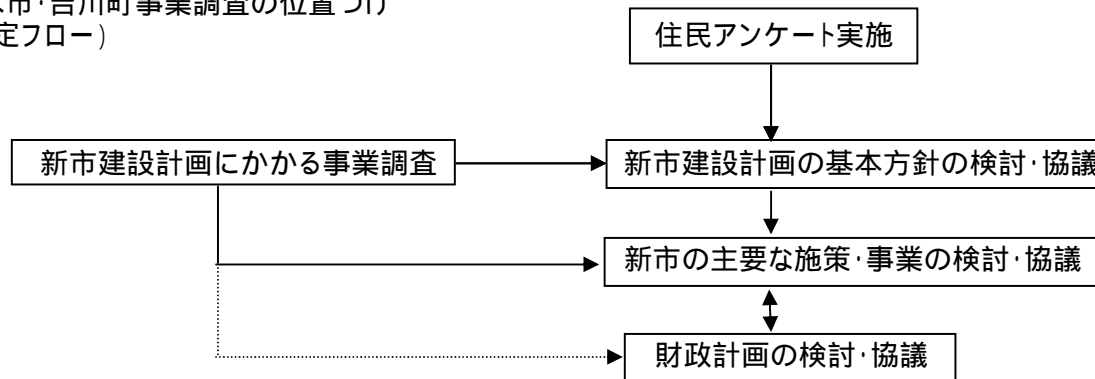
4. 住民意向の反映

計画の策定過程において、住民意識調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めるものとする。

三木市・吉川町新市建設計画のとりまとめについて



三木市・吉川町事業調査の位置づけ (策定フロー)



・ 新市建設計画では、一般に合併後10年間の計画期間として、新市建設の基本的な方向性や主要な施策・事業、公共的施設の統合整備の考え方、財政計画などを盛り込むことが求められます。

・ 合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、新市建設計画の策定、ならびに財政措置の対象となる施策、事業にかかる記述が前提となります。